

立川市契約における暴力団等排除措置要綱に関する運用指針

この運用指針は、立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年立川市要綱第 82 号。以下「要綱」という。）の解釈及び運用について必要な事項を定める。

1 第 1 条（目的について）

この要綱では、次の各号に掲げるとおり取扱うことから、その対象を「暴力団等」とする。

- (1) 立川市（以下「市」という。）は、暴力団員が事実上経営するなど要綱第 3 条第 1 項各号に掲げる措置の要件（以下「措置要件」という。）に該当する事業者は、市が締結する契約の相手方（以下「契約者」という。）としないこと。
- (2) 契約者に対しては、暴力団に限らず、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治運動に標ぼうして不法行為を行う者又は団体、特殊知能暴力集団その他反社会的活動を行う者から工事妨害や不当要求を受けたときの届出又は報告を義務づけている。

2 第 2 条（用語の定義について）

「暴力団員等」の定義に「暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者」を含めるのは、「現に暴力団員である者に限定すると要綱の実効性が薄れるので、暴力団関係者も排除できるようにする必要がある。」という警視庁の指導による。

3 第 3 条第 1 項（参加停止について）

入札参加資格審査の時点で申請者が措置要件に該当していると判明した場合は、入札参加資格を認めない。ただし、すべての申請者について警視庁に照会し、措置要件に該当するか否か確認することは、申請者数が膨大であることや他の自治体との共同運営による電子調達サービスを利用して資格審査を行っていることから困難である。

また、入札参加申請の時点で申請者が措置要件に該当していると判明した場合は、入札参加を認めない。この場合においても、すべての申請者について警視庁

に照会し、措置要件に該当するか否か確認することは、申請者数が膨大であることから困難である。

したがって、市に入札参加申請を行ったすべての事業者に対し、措置要件に該当するかどうかを積極的に調査するものではない。

(1) 措置要件の対象者

措置要件の対象者は、「個人又は法人の役員若しくは使用人」とし、その内容は次のとおりとする。

ア 「個人」とは、個人事業主をいう。

イ 「法人の役員」とは、法人の代表、法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者で、次に掲げるものをいう。

(ア) 株式会社及び有限会社の場合は、代表取締役、取締役又は監査役である役員（常勤又は非常勤を問わない。）をいう。また、会長、社長、副社長、専務、常務などの肩書きを有し、当該法人の経営に関与していると認められる者を含むものとする。

(イ) 建設業の場合は、支店長、支社長、営業所長など、名称が何であるにかかわらず、契約を締結する事務所の長をいう。

(ウ) 有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団員等に財産上の利益を供与（第2号）、暴力団又は暴力団員等を利用（第3号）、暴力団又は暴力団員等と密接交際（第4号）、下請等の契約締結（第5号）をしたと認められる場合は、当該法人の経営者、役員等として行った行為とみなす。

ウ 「使用人」とは、有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員等であることを知りながら、その者を正社員等として雇用契約し、使用しているものをいう（ただし、アルバイトや派遣社員等の雇用契約及び使用に係るものを除く。）。

エ 合名会社、合資会社、事業共同組合等の場合は、アからウまでに該当する者を構成員として含む共同企業体についても適用する。

(2) 第3条第1項各号

ア 要綱第3条第1項第1号の措置要件については、立川市が発注する契約か

らの暴力団等排除に関する合意書（平成 23 年 3 月 3 日締結。以下「合意書」という。）に基づき、警視庁からの回答及び通報によって該当が判明した場合に対象とする。

イ 要綱第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号までの措置要件については、合意書に基づく照会をした日から過去 1 年以内の行為又は合意書に基づき警視庁から通報を受けた日から過去 1 年以内の行為を対象とする。

ウ 要綱第 3 条第 1 項第 1 号においては、調査時に有資格者の役員等の身分を有していた者が該当したときは、その後、辞任又は配置換えがあったとしても、当該有資格者に対して参加停止を行う。要綱第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号までにおいては、行為時に有資格者の役員等の身分を有していた者が該当したときは、その後、辞任又は配置換えがあったとしても、当該有資格者に対して参加停止を行う。

エ この要綱に規定する暴力団員等の認定は、警視庁の判断による。

(3) 第 1 号関係（暴力団員等の経営への関与）

「経営に実質的関与しているとき」とは、有資格者の役員等でない暴力団員等が、当該有資格者の経営を実質的に支配しているとき、共同経営しているとき、顧問等として経営に参加しているときなどをいう。

ア 「経営を実質的に支配しているとき」とは、経営上の「人、物、金」に関する意思決定権を有している場合をいい、具体的には、次に掲げる事項を総合的に勘案して判断する。

(ア) 過半数以上の株式を取得している、又は筆頭株主である。

(イ) 会社の設立に参加していた。

(ウ) 社員及びアルバイトの雇用、解雇、昇格、降格、配置換え等の人事に関する決定権を有している。

(エ) 会社印、代表者印、銀行印等を専有している。

(オ) 入札額の決定、各種契約締結等の会社運営に関する決定権を有している。

(カ) 会社の預金通帳、小切手帳、手形帳等を専有するなどし、経費の支出、社員の給料額査定等の資金運用に関する決定権を有している。

(キ) 会社に対し、運営資金等として金銭の貸付をしている。

イ 「共同経営をしているとき」とは、主たる経営者と共同して経営に参画している場合をいい、具体的には、次に掲げる事項を総合的に勘案して判断する。

(ア) 株式を取得している（筆頭株主である必要はない。）。

(イ) 会社の設立に参加していた。

(ウ) 社員及びアルバイトの雇用、解雇、昇格、降格、配置換え等の人事に関する影響力を有している。

(エ) 入札額の決定、各種契約締結等の会社運営に関する影響力を有している。

(オ) 経費の支出、社員の給与額査定等の運用に関する影響力を有している。

(カ) 会社に対し、運営資金等として金銭の貸付をしている。

ウ 「顧問等として経営に参加しているとき」とは、顧問、相談役、コンサルタント等として、実際に会社に対して経営指南等のアドバイスを行うなどの実績を有している場合をいい、顧問等としての実績もなく、給与、報酬等として金銭の対価を得ている場合は、要綱第3条第2項に該当する。

(4) 第2号関係（暴力団員等への不当供与）

ア 「金銭、物品その他の財産上の利益」とは、現金、有価証券、自動車等の経済的価値のある物又は住居、事務所等の建物の無償提供などをいう。

イ 「利益を与え」とは、理由のいかんを問わず、財産上の利益を与えることをいい、具体的には、次に掲げる事項に該当する行為をいう。

(ア) 業務、工事等の遂行上で暴力団員等と知りながら用心棒代、みかじめ料、ショバ代、騒音等の迷惑料、地域対策費等いかなる名目を問わず、正当な理由のない金品を与えたとき。

(イ) 実際は、なんら業務に関与しないのに顧問、相談役、経営コンサルタント等の肩書きを与えるなどして、給与、報酬等の名目で正当な理由のない金品を与えたとき。

(ウ) 暴力団員等であることを知りながら、会社が給与等の報酬又は健康保険被保険者資格を与えているなど会社の関与が認められるとき。

(エ) 暴力団員等であることを知りながら、事務所、住居等の建物又は自動車等の物品を提供し、又は貸与したとき。

(オ) 暴力団等が礼儀的に行う放免祝い、誕生会、事務所開き、組葬等のいわゆる義理掛けに祝い金等を供与したとき。

(カ) 暴力団との密接な関係を維持するために、ゴルフ、飲食、旅行等の代金を支払ったとき。

(5) 第3号関係（暴力団又は暴力団員等を利用）

ア 「不正の利益」とは、正規の工事代金の請求や貸付金の返済要求等の正当な債権を有している場合であっても、その取立てなどに暴力団又は暴力団員等であることを知りながら利用するような債務履行の強要を含む。

イ 「暴力団又は暴力団員等を利用」とは、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら利用する一切の行為をいい、具体的には、次に掲げる事項に該当する行為をいう。

(ア) 契約の締結等にあたり、自社を契約者とするように又は他の業者を契約者としないうちに、暴力団又は暴力団員等を利用して働きかけをしたとき。

(イ) 自社の債権等の請求に際し、暴力団又は暴力団員等を利用してその支払等の催促をさせたとき。

(ウ) 自社の債務等の支払に関し、暴力団又は暴力団員等を利用して支払代金の値引き又は支払の猶予を要求させたとき。

(6) 第4号関係（暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係）

「社会的に非難されるような関係」とは、暴力団又は暴力団員等との密接な関係を維持する目的で交友関係等を有することなどをいい、具体的には、次に掲げる事項に該当する行為が年に1回以上あるときをいう。

ア 暴力団員等とゴルフ、マージャン、飲食、旅行等の交友関係を有するとき、病院への見舞い、刑務所・拘置所への面会、差し入れ等の礼儀的行為を行ったとき、暴力団が主催する各種パーティーへ出席したとき又は己が主催するパーティーに暴力団を招いたとき。

イ 暴力団員等又はその親族の結婚式、葬式等の冠婚葬祭に出席したとき。ただし、有資格者との親族関係にある暴力団員等の冠婚葬祭に出席する場合、有資格者が居住する地域の自治体、子ども会、学校関係の付き合い等により

出席する場合など、社会通念上やむを得ないと認められるものを除く。

(7) 第5号関係（暴力団関係業者との下請契約等）

ア 「自らが行う契約」とは、有資格者自らが締結する契約をいい、次に掲げる「下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他」の契約を含むものとする。また、これらの契約者については、入札参加資格の有無を問わないが、当該契約者が有資格者である場合は、要綱第3条第1項各号の規定により参加停止を行うこととなり、当該契約者が有資格者でない場合は、要綱第9条の規定により、実質的な排除を行う。

(ア) 建設工事に係る「下請契約」とは、建設工事を請け負った建設業者が、当該請建設工事の全部又は一部を他の建設業者に請け負わせる場合に締結する請負契約をいう。

(イ) 「資材・原材料の購入契約」とは、建設工事等の施行に関する工事資材や原材料などの購入契約をいう。

(ウ) 「その他」の契約とは、建設工事における工事現場の整備委託契約、自動販売機の設置契約、建設機械、足場等のリース契約などをいう。

イ 「前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら」とは、下請契約等の名目で暴力団等に資金を提供する有資格者を排除するため、契約者が次のいずれかに該当する者であることを知りながら契約を締結したときは、当該有資格者に対して参加停止を行うものである。

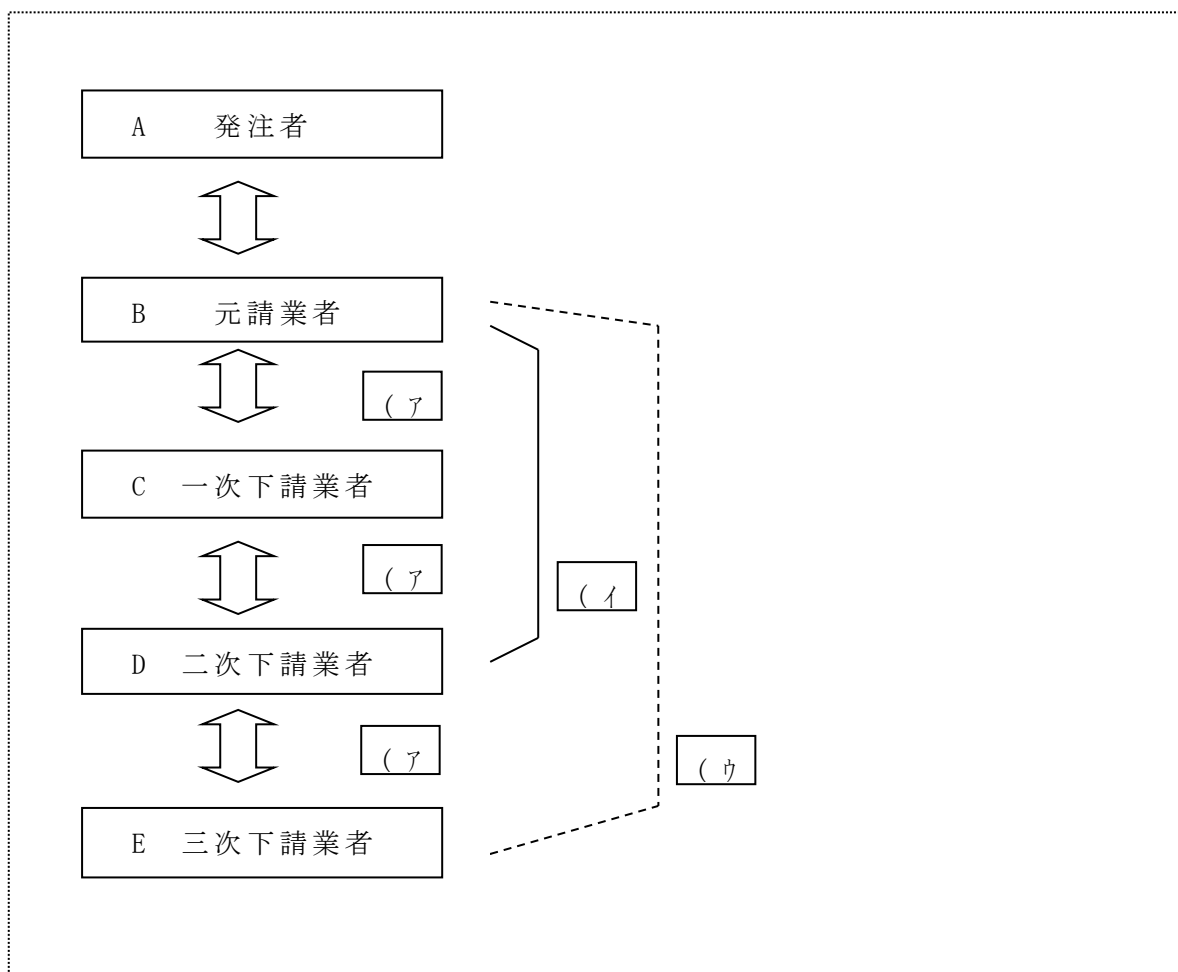
(ア) 暴力団員等が経営に実質的に関与している者（第1号）

(イ) 暴力団員等に財産上の利益を与えた者（第2号）

(ウ) 財産上の利益を得るためなどに暴力団又は暴力団等を利用した者（第3号）

(エ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者（第4号）

ウ 第5号の実際の運用



(ア) B C、C D、D E間の直接的な下請契約

例 Bは、Cが暴力団関係事業者であることを知りながらCと契約を締結した場合→Bに参加停止

例 Bは、Cが暴力団関係業者であることを知らずにCと契約を締結した場合→Bに勧告

(イ) B D、C D間の間接的な下請契約

例 B及びCは、Dが暴力団関係事業者であることを知りながら、BがCに指示してC D間の契約を締結させた場合→B及びCに参加停止

例 C D間の契約の締結に関し、B及びCは、Dが暴力団関係事業者であることを知らなかった場合→B及びCに勧告

(ウ) B E間の間接的な下請契約

例 B及びDは、Eが暴力団関係事業者であることを知りながら、BがD

に指示してD E間の契約を締結させた場合→B及びDに参加停止。この場合において、CがBの指示内容を知っていたときは参加停止となり、CがBの指示内容を知らなかったときは勧告

例 D E間の契約の締結に関し、B、C及びDは、Eが暴力団関係事業者であることを知らなかった場合→B、C及びDに勧告

(8) 措置に関する説明について

参加停止又は勧告について、当該参加停止又は勧告を受けた者などから説明を求められた場合は、警視庁からの情報に基づき措置したことを口頭により説明する。

4 第3条第2項から第6項まで（参加停止の手続きについて）

- (1) 警視庁から有資格者が措置要件に該当する行為があるとの回答又は通報を受けたときは、知情性について立証が可能かどうかに応じて、有資格者から事情聴取を行うか否かを判断する（この場合における知情性とは、措置要件に該当する行為の相手方が暴力団又は暴力団員等であることの認識（知情）であり、必ずしも所属する暴力団の組織名、役職（組長、若頭等）を詳細に知っている必要はなく、「相手方が暴力団員等である」程度の認識があれば「知情性がある」と判断する。）。

有資格者の行為が措置要件に該当し、知情性も立証可能である場合は、事情聴取を行わないが、知情性が不明である場合は、当該有資格者に対して事情聴取を行い、事実関係の確認及び認識の有無が記載された報告書の提出を求める。

- (2) 参加停止の適用については、立川市競争入札参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て決定する。ただし、委員会の審議を受けるまでもなく措置要件に該当することが明らかであるとき、又は至急に措置しなければ時機を失するときは、市長が参加停止の適用について決定することができる。

- (3) 参加停止については、参加停止通知書（要綱第1号様式）により通知し、措置期間は、当該参加停止を決定した日から起算する。

現に参加停止期間中である有資格者が新たに措置要件のいずれかに該当することとなったときは、新たな措置要件に基づく参加停止期間は、当該措置要件に該当する事実を確認した日から起算する。

(4) 参加停止期間は、最短でも 24 か月であり、立川市競争入札等参加停止基準（平成 8 年 6 月 28 日市長決定。以下「参加停止基準」という。）に基づく停止期間と比較して長期であることから、情状による参加停止期間の加算は行わない。また、無用な圧力を排除するため、参加停止期間を減ずることも行わない。ただし、参加停止期間が経過した後、再度又は新たに措置要件に該当する行為を行ったときは、改めて参加停止を行う。

(5) 参加停止を受けた者が措置期間経過後に当該参加停止の解除を受けようとするときは、参加停止解除申請書（要綱第 2 号様式）及び次に掲げる事項を記載したてん末書を提出するものとする。

ア 措置要件に該当する行為の経過

イ 該当参加停止を受けた者が確認した事実

ウ イの事実に対する見解

エ 改善策等

(6) 参加停止解除申請書及びてん末書の提出があったときは、警視庁との合意に基づき、当該参加停止解除申請書及びてん末書を添付して照会を行い、措置要件の該当について確認する。その後、委員会の審議を経て措置解除の可否を判断する。

参加停止の解除は、当該解除に係る申請（以下「解除申請」という。）に基づいて警視庁に照会を行い、その回答結果から措置要件が解消したと委員会で認めたとときに行うものとし、解除申請がないにもかかわらず、参加停止期間が経過した後措置要件が解消されているかを市が積極的に調査するものではない。

(7) 委員会の審議を経て参加停止を解除するときは、参加停止解除決定通知書（要綱第 3 号様式）により、当該解除申請をした者に通知する。この場合において、参加停止を解除する日とは、委員会において解除の決定がなされた日とする。

5 第4条（勸告措置について）

有資格者の措置要件に該当する行為について、警視庁から知情性等に関し立証できないという内容の回答又は通報があったときは、当該有資格者からの事情聴取を行い、委員会で審議する。この場合において、知情性等を有していた蓋然性が高いと認められるときは、参加停止を行い、知情性等を有していた蓋然性が低いと認められるときは、再発を防止するための勸告を行う。

6 第5条（入札参加除外措置等の公表について）

参加停止を行った場合は、市の公式ホームページで公表する。掲載内容は、参加停止を受けた者の商号又は名称、所在地、参加停止の事由、参加停止の期間等とする。ただし、個人情報保護の趣旨に照らして公表することが適当でない情報は除くものとする。

また、参加停止を解除した場合は、市の公式ホームページの参加停止業者一覧から当該解除した者を削除する。

7 第6条から第10条まで（参加停止の内容について）

- (1) 参加停止を受けた者は、競争入札に参加させない。随意契約についても、契約の相手としない。ただし、必要やむを得ない場合は、市長決裁を受けて契約の相手とすることができるものとする。

一般競争入札においては、入札に係る告示に入札参加者の資格として「立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年立川市要綱第82号）又は立川市競争入札等参加停止基準（平成8年6月28日市長決定）に規定する参加停止を受けているときは、参加申請、入札及び契約の締結をすることができない。」旨を明記する。

指名競争入札においては、入札参加者として指名を受けた者が契約の締結までの間に参加停止を受けたときは、当該指名を取り消し、又は契約の締結を行わない。

一般競争入札の取消し又は入札参加者指名の取消しについては、参加停止通知書に併記して通知する。ただし、緊急の場合は、電話等で通知を行ったうえ

で参加停止通知書を送付することとする。

- (2) 参加停止を受けた者は、市が締結する工事請負契約又は業務委託契約の下請業者となることができない。これは、二次以降の下請負を含むものとする。

8 第 1 1 条（契約の解除について）

市が契約を締結するときは、次の各号に掲げる事項が記載された契約約款又は特約書を使用する。

- (1) 契約者が参加停止を受けたときは、市は当該契約を解除することができる。
- (2) 契約者が参加停止を受けたときは、契約を解除するか否かにかかわらず、市は違約金を請求することができる。
- (3) 契約者は、当該契約を下請負させる場合は、「下請業者が措置要件に該当する業者であることが判明したときは、当該下請契約を解除することができる。」旨を下請契約に定めることを義務付ける。

9 第 1 2 条（指定管理者等への指導について）

- (1) 暴力団等を排除する取組は、市が行う契約に限らず、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の管理を行わせる指定管理者及び市が出資し、又は補助金、負担金その他これに準ずるものを支出している法人（以下「指定管理者等」という。）が歩調を合わせて行うことが有効である。そのため、指定管理者等に対し、それぞれが締結する契約から暴力団等を排除するための方策を講じるよう要請する。
- (2) 現に、指定管理者に管理を行わせている公の施設の所管部長に対しては、市が指定管理者と締結した協定等の内容を見直し、指定管理者が締結する公の施設の管理に係る業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）から暴力団等を排除することができるよう、必要に応じて変更協定を締結するよう要請する。
- (3) 今後、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の所管部長に対しては、業務委託契約から暴力団等を排除することができるよう、次に掲げる事項を市と指定管理者が締結する協定等に盛り込むよう要請する。

ア 参加停止を受けた者を業務委託契約の相手方としてはならないこと。ただし、当該業務委託契約の目的及び内容により当該参加停止を受けた者を相手方とする必要があると認めるときは、この限りでない。

イ 業務委託契約の相手方が市から参加停止を受けることとなったときは、当該業務委託契約を一方的に解除できるように契約条項を定めること。

- (4) 参加停止を行ったときは、所管部長を通じて市の措置内容を指定管理者等に通知し、参加停止を受けた者と契約を締結しないよう注意を喚起する。また、指定管理者に管理を行わせている公の施設の所管部長に対しては、指定管理者の指導を要請する。これらの場合における市の指定管理者等への通知は、市の公式ホームページに掲載した内容と同様とする。

10 第13条（不当介入に対する措置について）

- (1) 不当介入を受けた場合の報告、届出又は下請業者に対する指導に関しては、契約約款又は特約書に定める。
- (2) 契約者に対しては、当該契約の履行に当たって不当要求を受けたときは、警察への通報及び市への報告を義務付け、市への報告は当該契約の主管課長又は監督業務を行う課長に行うように指導する。各課長は、不当介入に関する報告を受けたときは、契約者に警察への通報が行われていることを確認するとともに、速やかに契約担当課長に報告する。
- (3) 不当介入に関する報告又は届出を怠った場合の罰則等については要綱には定めがないが、契約約款等に定めた契約条項に反する不誠実な行為を行ったことを措置要件として、参加停止基準に基づく措置を行う。
- (4) 不当介入を受けたことにより当該契約の履行が遅延するおそれがある場合において、契約者が不当介入を受けた場合の報告、届出又は下請業者に対する指導を適切に行っていたときは、当該契約の主管課長は、関係各課長（監督業務を行う課長、契約課長等）と協議のうえ、工程調整、履行期限の延長等の措置を講じる。

11 第14条（関係機関との連携について）

- (1) 市は、合意書に基づき、措置要件に該当するか否かの照会、回答又は通報に関し、警察その他の関係機関と緊密な連携を行う。
- (2) 合意書に基づいて照会、回答等を行う担当窓口は、市は財務部契約課、警察は警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第三課とする。
- (3) 合意書に基づいて市と警視庁との間で行われる情報交換については、市は立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第 55 号）により、警視庁は東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）により、情報の適正な管理に細心の配慮を行うとともに、市が発注する契約からの暴力団等排除以外の目的に使用しないものとする。
- (4) 合意書に基づいて市が警視庁に意見聴取を行う場合は、意見聴取書（合意書第 1 号様式）による。この場合において、同時に複数のものについて照会を行うときは、意見聴取書に照会対象者等を列記した別紙を添付して行うことができる。
- (5) 市は、警視庁から有資格者が措置要件に該当するとの回答又は通報を受けたときは、措置結果通知書（合意書第 4 号様式）にその措置結果を記載し、参加停止又は勧告を行わなかった場合は、その理由を付して警視庁に通知する。

12 その他

この運用指針は、他の自治体の情勢等を踏まえ、必要に応じてその都度修正するものとする。

附 則

この運用指針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用指針は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。